

第9節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。

第1 避難の勧告・指示

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は、避難のための勧告・指示を行う。

1 勧告・指示者

(1) 町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを勧告・指示する。

(災害対策基本法第60条)

(2) 知事は、本町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行う。

知事又はその命を受けた職員は、洪水、地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。

(災害対策基本法第60条、水防法第22条、地すべり等防止法第25条)

(3) 警察官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示する。

(災害対策基本法第61条)

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。

(自衛隊法第94条)

(5) 水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。

(水防法第29条)

2 勧告・指示の住民への周知

町長等は、勧告又は指示にあたっては、避難の勧告・指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、本町防災行政無線(同報系)、広報車等により周知徹底を図る。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

3 避難路の確保

本町は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第2 避難者の誘導

1 避難誘導を行う者

(1) 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、原則として自主防災組織や自治会単位による集団自主避難とし、災害の状況に応じ、泉大津警察署等の協力を得て、必要に応じた避難誘導員を配置して行う。なお、災害時要援護者の確認と誘導に配慮する。

(2) 公共施設等における誘導

学校、幼稚園、保育所、老人福祉施設等公共施設における避難誘導は、原則として施設管理者が実施する。

(3) 事業所及び大規模店舗等における誘導

原則として事業所等の防火管理者及び管理権限者が実施する。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関が予め定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

2 避難にあたっての留意点

(1) 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。

(2) 会社や工場は浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。

(3) 非常持ち出し品等は最小限にとどめ、平素から準備しておく。

(4) 緊急交通路と重複している避難路を利用する場合は、緊急輸送活動等に留意し、避難者の安全確保に努める。

3 避難の誘導方法

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

(1) 避難者は地区内の公園・空地等に集合し、事前に選定した安全な経路を歩いて徒歩により避難する。

(2) 避難誘導は、なるべく自主防災組織、自治会単位で行う。

(3) 避難の誘導にあたっては、病弱者、高齢者、幼児、障害者その他単独で避難することが困難な者を優先するとともに、出来る限り早めに事前避難させる。

(4) 火災等で最初の避難所が危険と判断された場合、より安全な一時避難地等へ移動する。

第3 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示する。

第4 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めると

きは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

- (1) 町長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
(災害対策基本法第63条)
- (2) 知事は、本町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき応急対策の全部又は一部を代行する。
(災害対策基本法第73条)
- (3) 警察官又は海上保安官は、町長（権限の委託を受けた本町職員を含む）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは、警戒区域を設定する。
(災害対策基本法第63条)
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者が、その場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。
(災害対策基本法第63条)
- (5) 消防吏員又は消防団員は火災等の現場又は水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定する。
(消防法第23条の2、第28条、第36条、水防法第21条)

2 規制の内容及び実施方法

町長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、泉大津警察署の協力を得て、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施する。

3 警戒区域の解除

本部長は、災害に伴う危険が解消したと認められる場合、避難勧告・指示の伝達と同様にして、速やかに警戒区域の解除を指示する。